

第3章

自立を促進するための
経済的支援策等

1 児童扶養手当

児童扶養手当制度については、児童扶養手当の申請・相談受付時や児童扶養手当の現況届の用紙を母子家庭の母に送付する際に、併せて、就労支援事業等の内容を母子家庭の母に周知していくように地方公共団体に助言するなど、母子家庭の自立の促進に寄与するよう、引き続き、適切な運用に努めていく。

児童扶養手当の平成18（2006）年度の手当額は、全額支給の場合の月額が41,720円、一部支給の場合の月額が41,710円から9,850円までの10円きざみの額である。第2子については月額5,000円、第3子以降については月額3,000円が加算される。

2 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母の経済的自立を助成するとともに生活意欲を助長し、その扶養している児童の福祉を増進するため、引き続き、母子福祉資金貸付金の適切な貸付けを実施していく。

また、平成18（2006）年度においては、新たに、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の医療・介護を受けている間についても「生活資金」の単独貸付を可能とし、母子家庭等の自立を積極的に促進することとしている。

3 養育費の確保策

引き続き、地方公共団体の相談業務における「養育費の手引き」の活用や、離婚届用紙交付時に、「養育費に関するリーフレット」の配付をすることなどにより、母子家庭の母等が養育費を確保できるよう支援していく。